

京丹後市最終処分場整備工事に係るプロポーザル募集方針の質問に関する回答

No.	頁	章	節	細節	項目	質問内容	回答
1	1	第1	6			本契約締結が4月になる（議会承認日が4月にずれ込む）可能性はありますか。ご教示願います。	本件は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、上程のタイミング及び審議の状況によります。
2	1	第1	6			工期の令和11年12月28日はすでに決定済みでしょうか。ご教示願います。	決定しています。
3	1	第1	6			工期は契約締結日の翌日からですが、これは3月上旬の仮契約締結のタイミングの翌日でしょうか。それとも3月下旬の契約締結のタイミングでしょうか。ご教示願います。	本契約締結日の翌日からです。
4	2	第1	8			性能規定工種については性能が担保されていれば仕様変更は認められるでしょうか。	性能規定としている浸出水処理施設等建設工事については、要求水準、性能保証事項及び関係法令等を満たすことを前提に、技術提案に基づく工法、機器構成等の提案を認めます。 ただし、募集要領、要求水準書及び契約図書に定める事項の変更が必要となる場合は、本市との協議及び承認を要するものとします。
5	2	第1	9			本プロポーザル募集では、『優先交渉権者の決定』又は『仮契約締結』から、『契約締結』に至るまでの間に、優先交渉権者に対して、指名停止処分等、契約締結が不可能になる事象が発生した場合、違約金の支払い等を求められますか。また、違約金の額は、工事落札金額の何％に相当する額となりますか。 違約金が発生する対象の期間と、その額についてご教示ください。	優先交渉権者決定後から本契約締結までの間に、参加資格を欠く事由その他契約締結が困難となる事由が生じた場合の取扱い、募集方針第2の2(4)のとおりとします。 違約金の有無、対象となる事由及び金額については、契約書案及び募集要領において示します。
6	2	第1	9			募集要領に予定価格・最低制限価格は設定されますか？ また設定される場合、ご提示いただけますでしょうか。ご教示願います。	募集要領にて示します。
7	2	第1	9			入札日の日程をお教えてください	プロポーザル方式を採用予定であり、この場合、入札ではなく、提案及びその審査を行います。 詳細は、募集要領にて示します。
8	2	第1	9			事業者の募集及び選定スケジュール（予定）について 「技術提案書類に関するヒアリング、審査」の後から「優先交渉権者の決定」までの期間に入札日が予定されると考えてよろしいでしょうか	提案審査工程はNo.7のとおり。 なお、価格は、所定の様式で提案書類一式として提出いただきます。
9	2	第1	9			開札日の日程をお教えてください 「優先交渉権者の決定」と前日又は同日が開札予定と考えてよろしいでしょうか	価格提案書の取扱い及び開封方法については、公募開始時に募集要領で示します。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
10	3	第2	1	(1)	ウ	(イ)	「分担施工方式においては、協力会社形態による応募は認めない。」について。構成員1・2・3や協力会社は分担施工方式に於いては工事の一部を請け負い、又は技術者を配置させることは出来ない、という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	【P3_(1)共同企業体としての資格要件_ウ_(イ)】に記載の「協力会社形態」とは、甲型で認めている「構成員2を構成員2と同様の資格要件を満たす協力会社の参画をもって代える」ことは認めないとするものです。質問の内容は実施可能です。
11	3	第2	1	(1)	ウ		水処理プラントメーカーについて、分担施工方式（乙型）JVの構成員として参加する企業は、別の共同施工方式（甲型）における協力会社として参加することは可能でしょうか。	認めません。
12	3	第2	1	(1)	ウ		「（共同企業体の構成については評価の対象外とする）」について。共同施工方式(甲型)・分担施工方式(乙型)によって評価に差をつける事はなく、また、共同企業体における構成員3の数や出資比率も評価の対象とはならない、という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	共同施工方式（甲型）又は分担施工方式（乙型）の違いによる評価は行いません。 構成員3の数及び出資比率（分担工事金額比率）の評価上の取扱いは、募集要領で示します。
13	3	第2	1	(1)	エ		「出資比率(分担工事金額比率)は最小限度は請負額の10%とする。」について。全体の請負金額の10%ではなく、各分担工事の請負金額の10%と考えてよろしいでしょうか。例えば分担施工の造成工事で甲型JVを組成する場合、造成工事請負金額の10%が最低出資比率となるのか。ご教示願います。	全体の請負金額の10%です。各分担工事の請負金額の10%ではありません。
14	3	第2	1	(1)	エ		1構成員の出資比率について 募集方針に記載の「想定されるJV構成図（例）イメージ」（4頁）において乙型JVとする場合は、造成JV（甲型）が担当する請負金額の10%と考えてよろしいでしょうか	No.13の回答を参照してください。
15	4	第2	1	(1)	カ		一の企業とは、どの企業を指していますでしょうか。ご教示願います。	共同企業体に構成員として参加する企業のことです。
16	4	第2	1	(1)	カ		「一の企業は、本工事の応募において、複数の共同企業体の構成員となることはできない。」と規定されていますが、同一企業が「ある共同企業体の構成員（構成員2）」として応募・参加しつつ、「別の共同企業体の協力会社（浸出水処理施設協力会社）」として同時に参画することは可能でしょうか。それとも重複応募とみなされ審査対象外（失格）となりますでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
17	4	第2	1	(1)	キ	(イ)	配置予定技術者は複数名申請してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	配置予定技術者は、原則として各役割につき1名を記載してください。 ただし、病気、死亡、退職その他やむを得ない特別の理由により変更が必要となる場合に備え、同等以上の資格及び経験を有する候補者を併記することは妨げません。 なお、審査及び契約時における配置技術者の取扱いは、募集要領及び関係法令に従うものとします。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
18	4	第2	1	(1)	キ		参加資格申請時に、施工体制表において指定した協力会社（水処理プラントメーカー、建築設計事務所）については、契約時において同様の資格を有する他の協力会社変更することは可能でしょうか。	認めます。 参加資格確認申請時に施工体制表へ記載した協力会社は、技術提案及び施工体制の評価・確認の前提となるため、契約時に同等の資格を有する他の協力会社へ変更することはできません。 ただし、設計協力事務所については、募集方針第2の2(5)に定めるとおり、本市の承認を得た場合に限り変更を認めます。
19	4	第2	1	(1)	キ		参加資格申請時に、施工体制表において指定した配置技術者について、契約時において同様の資格を有する他の技術者に変更することは可能でしょうか。不可の場合、参加資格申請時に施工体制表において複数名の配置技術者を候補として挙げ、契約時にその中から技術者を選定することは可能でしょうか。	配置予定技術者の変更は、原則として認めません。 ただし、病気、死亡、退職その他やむを得ない特別な理由により変更する場合は、当初の技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置し、本市の承認を得るものとします。 複数名を候補者として記載する場合の取扱いは、募集要領で示します。
20	4	第2	1	(1)	キ	(イ)	甲型ⅠⅤの場合、「浸出水処理施設協力会社」を、複数の水処理プラントメーカー且つ、それぞれのプラントメーカーの技術者で申請することは可能ですか。	浸出水処理施設協力会社を複数の水処理プラントメーカーとすることは認めません。 浸出水処理施設協力会社は1者とし、当該会社に所属する設計監理技術者（プラント）を施工体制表に記載してください。
21	4	第2	1	(1)	キ	(イ)	契約後、申請時に「浸出水処理施設協力会社」として記載した水処理プラントメーカーとは別のプラントメーカー（要件を満たした企業）を、市の承諾を得たうえで実際の工事に従事させることは可能ですか。	認めません。
22	6	第2	1	(3)	工		「平成23年度以降に完成した国、地方公共団体又は事業組合等の発注による～（以下省略）」と記載されておりますが、添付する民間発注工事の実績（参考：CORINS有ります）も認めていただけるとの認識で良いでしょうか。ご教示ください。	民間発注工事は実績として認めません。
23	6	第2	1	(3)	工		平成23年度以降に完成した国、地方公共団体又は事業組合等の発注による工事の実績が問われておりますが、国や地方公共団体からの補助金で成り立つ公社や組合の発注工事は、実績として認められますか。ご教示願います。	認めます。
24	6	第2	1	(3)	工		構成員1（代表者）の資格要件について 段階的な整備を前提として計画された最終処分場において、元請として施工した整備工事の完了時点で確保された埋立容量が112,000m3未満であっても、当該施設の全体計画埋立容量が112,000m3以上であれば、本要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 資料①・②・③を添付致します。	実績として認めません。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
25	6	第2	1	(3)	工		構成員1（代表者）の資格要件について 添付資料①施工実績の工事は、CORINS技術データで施設形式「安定型処分場」と登録した工事がありますが、本件に係るプロポーザル募集方針には当該施設は「管理型処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」との記載あります。申請時点で当該施設を管理運営する自治体の公表資料を添付すれば、実績資格要件を満たしているものと考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	一般廃棄物最終処分場の工事と理解しますが、埋立容量が112,000m3以上でないため、実績として認めません。
26	6	第2	1	(3)	工		質問26～28は実績資格要件を満たしているかのご質問です。 構成員1（代表者）の資格要件について 添付資料①施工実績の工事は「総埋立容量123,000m3」の処分場整備工事ですが、当該処分場は、埋立容量100,000m3の工事完了後、供用を開始して埋立廃棄物が増加した後に、土堰堤により23,000m3の容量を確保する計画の処分場です。	実績として認めません。
27	6	第2	1	(3)	工		構成員1（代表者）の資格要件について 添付資料②施工実績の工事は、埋立容量1,000,000m3の管理型産業廃棄物処分場を整備するにあたり、複数工区に分割して発注された工事です。そのうち1工区を施工（遮水工を含む）しました。	実績として認めません。
28	6	第2	1	(3)	工		構成員1（代表者）の資格要件について 添付資料③施工実績の工事は、埋立容量4,000,000m3の管理型産業廃棄物処分場を整備するにあたり、複数工区に分割して発注された工事です。そのうち1工区を施工（遮水工を含む）しました。	実績として認めません。
29	6	第2	1	(3)	力		構成員1が配置する監理技術者は、水処理機械工事や建築工事を含めたすべての工期内の専任配置が必要でしょうか。	監理技術者（土木）については、建設業法その他の関係法令に基づき、土木工事において専任を要する期間は専任で配置してください。 なお、施工監理技術者（プラント）及び施工監理技術者（建築）は、建設業法上の監理技術者とは別に、本工事における当該工種の施工管理を担う技術者として配置を求めるものです。 各技術者は、それぞれ担当する工種の施工期間中、専任で配置してください。
30	6	第2	1	(4)			構成員1が本節に掲げる要件を満たす場合、浸出水処理施設協力会社を置かず、構成員1が構成員2を兼ねることが可能でしょうか。	可能です。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
31	6	第2	1	(4)	ア		公示日において、令和8年度の京丹後市建設工事（機械器具設置又は清掃施設）入札参加資格者名簿に登録がない場合でも、同入札参加資格者の土木工事および建築工事について名簿登録があり、かつ会社として機械器具設置又は清掃施設に関する特定建設業の許可を有し、機械器具設置工事又は清掃施設工事の経営事項審査結果の総合評点が1,000点以上である場合、構成員2となることは可能でしょうか。	認めます。
32	6	第2	1	(4)	オ	(ア)	乙型JVの場合、それぞれの工種ごとに現場代理人を配置する必要があるのではないか。 設計と施工の全てを総括監理する者（現場代理人）を配置できると条件があるが、造成工事側を構成員2の現場代理人が総括監理するのは困難です。	【P6_(4)構成員2の資格要件_オ_(ア)】に記載の「設計と施工の全てを総括監理する者」とは浸出水処理施設に係る設計と施工を総括管理するもののことです。
33	6	第2	1	(4)	オ	(ア)	設計と施工の全てを統括監理するものとありますが、埋立地造成工事、浸出水処理施設等建設工事のどちらも統括するという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No.32の回答を参照してください。
34	6	第2	1	(4)	オ	(ア)	設計と施工の全てを総括管理する「現場代理人」について、「協力会社形態」にて応札する場合は、構成員1から専任配置が必要との記載があります。 構成員1から配置する「監理技術者（土木）」が「現場代理人」を兼務することはできますか。	現場代理人と監理技術者（土木）の兼務については、建設業法その他の関係法令、契約約款及び本市の取扱いに適合する場合に限り認めます。 兼務を予定する場合は、技術提案書において施工管理体制を明確にしてください。
35	6	第2	1	(4)	オ	(ア)	現場代理人は、構成員1にかかわる者ではないでしょうか。その場合、構成員2からの配置は不要でよいでしょうか。ご教示願います。	分担施工方式（乙型）においては、構成員1及び構成員2は、それぞれが分担する工事について現場代理人を配置してください。 構成員1が配置する現場代理人は、埋立地造成工事に係る現場運営及び施工管理を行う者としてします。 構成員2が配置する現場代理人は、浸出水処理施設等建設工事に係る設計及び施工を総括監理する者としてします。
36	6	第2	1	(4)	オ	(ウ)	構成員2は「設計監理技術者(建築)」を配置できること、とありますが7頁第2章1節(4)カ(ウ)では「設計監理技術者(建築)」は構成員、協力会社又は設計協力事務所からの配置を認める、とあります。7頁第2章1節(4)カ(ウ)を優先すれば良いでしょうか。ご教示願います。	募集方針第2の1(4)カ(ウ)の規定が適用されます。 設計監理技術者（建築）は、構成員、協力会社又は設計協力事務所から配置することができます。
37	7	第2	1	(4)	カ		「現場代理人及び施工監理技術者（プラント）は、構成員からの配置とする」とありますが、ここでいう「構成員」とは、構成員1、3も含むすべての構成員を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
38	7	第2	1	(4)	力		現場代理人について、分担施工方式（乙型）の場合は、JV代表企業である構成員1ではなく、水処理プラントメーカーである構成員2からのみ、1名配置ということによろしいでしょうか。	分担施工方式（乙型）においては、構成員1及び構成員2は、それぞれが分担する工事について現場代理人を配置してください。 構成員1が配置する現場代理人は、埋立地造成工事に係る現場運営及び施工管理を行う者としてします。 構成員2が配置する現場代理人は、浸出水処理施設等建設工事に係る設計及び施工を総括監理する者としてします。
39	7	第2	1	(4)	力		分担施工方式（乙型）の場合、構成員1、2それぞれから現場代理人を配置し、主たる施工期間を考慮して、適宜現場代理人を交代することは可能でしょうか。	現場代理人の交代は、原則として認めません。 ただし、病気、死亡、退職その他やむを得ない特別な理由があり、後任者が同等以上の能力を有し、本市が承認した場合は変更を認めます。 主たる施工期間に応じた計画的な交代は認めません。
40	7	第2	1	(4)	力		分担施工方式（乙型）として構成員2から現場代理人を出す場合、土木工事期間中の専任配置が求められるでしょうか。	担当工事の施工中においては専任配置は必要です。
41	7	第2	1	(4)	力		構成員2が配置する施工監理技術者（プラント）は、土木工事や建築工事を含めたすべての工期内の専任配置が必要でしょうか。	No.29の回答を参照してください。
42	7	第2	1	(4)	力	(ア)	「協力会社形態」にて応札する場合は、「施工監理技術者（プラント）」を構成員から専任配置することが求められていますが、協力会社からの配置も可能と考えて宜しいでしょうか。	協力会社形態における施工監理技術者（プラント）は、構成員1から配置をしてください。
43	7	第2	1	(4)	力	(ア)	現場代理人及び施工監理技術者（プラント）は、構成員から配置するとありますが、この構成員は、構成員1または構成員2と読み替えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
44	7	第2	1	(4)	力	(ア) (ケ)	甲型JVの場合、「機械器具設置工事業」又は「清掃施設工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している施工監理技術者（プラント）は、構成員からの配置が条件となるのでしょうか。協力会社となる水処理プラントメーカーからの技術者配置では不可なのでしょうか。ご教示願います。	No.42の回答を参照してください
45	7	第2	1	(4)	力	(イ)	設計監理技術者（プラント）は、構成員又は協力会社からの配置を認めることとするとありますが、この構成員は、構成員2と読み替えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
46	7	第2	1	(4)	力	(イ)	複数の共同企業体に「協力会社」として参画する場合、自社の「設計監理技術者（プラント）」等の配置予定技術者を、複数の応募グループの技術提案書等に重複して掲載、登録することは可能でしょうか。	どこの構成員でもない場合は可能です。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
47	7	第2	1	(4)	カ	(ウ)	設計監理技術者（建築）は、構成員又は協力会社又は設計協力事務所からの配置とするとありますが、この構成員は、構成員 1 または構成員 2 または構成員 3 と読み替えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
48	7	第2	1	(4)	カ	(カ)	施工監理技術者（プラント）は、本工事の契約工期の初日において他工事に配置されていないこととあるが、プラント工事においては、契約初期段階（設計・協議および工場製作等）は現場での施工が一切発生しません。建設業法上の解釈（※現地工事に着手するまでの期間における技術者専任の緩和措置）に基づき、「現場施工着手日までの期間（工場製作期間等）」は専任配置を要しない期間として取り扱い可能でしょうか。	ご質問の趣旨のとおり、施工監理技術者（プラント）の専任配置については、建設業法及び監理技術者制度運用マニュアルその他の関係規定に基づき取り扱います。 工場製作のみが行われ、現地施工が行われていない期間について、関係法令上専任を要しないと認められる場合は、その取扱いによることとします。
49	7	第2	1	(4)	カ	(カ)	現場代理人及び施工監理技術者（プラント）は、「本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていないこと。」とありますが、現場代理人及びプラント施工監理技術者は埋立地造成工事の着手時から配属が必要なのでしょうか。それとも浸出水処理施設工事の着手時に配属で良いのでしょうか。ご教示願います。	現場代理人及び施工監理技術者（プラント）の配置時期及び専任の取扱いは、契約約款、建設業法その他の関係法令に基づき取り扱います。 浸出水処理施設等建設工事の現場施工開始前の取扱いについては、No.48の回答を参照してください。
50	7	第2	1	(4)	カ	(カ)	施工監理技術者（プラント）は、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」の記載に基づき、工場から現地へ工事の現場が移行するタイミングで途中交代を考えていますが、よろしいでしょうか。ご教示願います。 また、同様に現場代理人も同タイミングで途中交代を考えておりますが、よろしいでしょうか。ご教示願います。	No.48の回答を参照してください。
51	7	第2	1	(4)	カ	(カ)	現場代理人及び施工監理技術者（プラント）は、本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていないこととありますが、これは甲型JV時に適用され、乙型JV時には不適用という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No.48の回答を参照してください。
52	7	第2	1	(4)	カ	(ク)	設計監理技術者（プラント）は、浸出水処理施設又は同種の水処理施設の設計業務に従事した経験を有する者であることとありますが、その証明は工事打合せ簿等でよろしいでしょうか。ご教示願います。	設計監理技術者（プラント）の設計業務従事経験は、工事打合せ簿のほか、業務従事証明書、配置証明書、契約書、業務計画書、業務報告書その他の経験を客観的に確認できる書類により確認します。 詳細は募集要領で示します。
53	8	第2	1	(6)	ウ		建築工事担当構成員が配置する施工監理技術者（建築）については、土木工事や機械工事を含めたすべての工期内での専任配置が必要でしょうか。	No.29の回答を参照してください。 建築工事の現場施工開始前の専任配置については、建設業法その他の関係法令により専任を要しないと認められる期間は、その取扱いによることとします。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
54	9	第2	1	(6)	ウ		参加申請した『施工監理技術者（建築）』を、契約以降、建築工事着手までに、御市の承諾を得たうえで変更することは可能でしょうか。	病気、死亡、退職その他やむを得ない特別な理由があり、当初の技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置し、本市が承認した場合は変更を認めます。
55	8	第2	1	(6)	1行目 I (ア) (7) カ -		施工監理技術者（建築）は、(6)の1行目の資格要件に「建築工事担当構成員は、構成員1、2、3のうちいずれか1者」とあり、さらに(7)カ、で協力会社形態の場合「構成員1、2、3」は「構成員1、3」と読み替えるものとする。とあります。 甲型JV（協力会社形態）の場合、建築の監理技術者は構成員1、3からの配置が必須なのでしょうか。それとも建築工事は性能規定内の工種の為、協力会社からの配置でも可能で、協力会社に求める資格要件なのでしょうか。上記いずれも該当しない場合は、明確な配置条件をご教示願います。	協力会社形態の場合、施工監理技術者（建築）は、建築工事担当構成員である構成員1又は構成員3から配置してください。 協力会社からの配置は認めません。
56	8	第2	1	(6)	I (ウ)		本工事契約工期の初日から建築工事着手日まで基本・詳細設計業務があり1年以上の期間が見込まれます。「施工監理技術者（建築）」は建築工事着手日まで他の工事の現場に技術者として配置されていないこと。」に変更していただけないでしょうか。ご教示願います。	No.29の回答を参照してください。 建築工事の現場施工開始前の専任配置については、建設業法その他の関係法令により専任を要しないと認められる期間は、その取扱いによることとします。
57	8	第2	1	(6)	I (ウ)		施工監理技術者（建築）は、本工事の契約工期の初日において他工事に配置されていないこととあるが、浸出水処理施設上屋等の建築工事において、土木造成工事期間中など実際に建築工事が現場で施工されない期間については、専任配置を要しない期間として整理することは可能でしょうか。それとも、本契約全工期にわたり、現場施工の有無を問わず完全に他現場との兼務・配置替えを禁止する意図でしょうか。	No.29の回答を参照してください。 建築工事の現場施工開始前の専任配置については、建設業法その他の関係法令により専任を要しないと認められる期間は、その取扱いによることとします。
58	8	第2	1	(6)	I (ウ)		施工監理技術者（建築）は、「本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていないこと。」とありますが、建築施工監理技術者は埋立地造成工事の着手時から配属が必要なのでしょうか。それとも建築工事の着手時に配属で良いのでしょうか。ご教示願います。	No.29の回答を参照してください。 建築工事の現場施工開始前の専任配置については、建設業法その他の関係法令により専任を要しないと認められる期間は、その取扱いによることとします。
59	8	第2	1	(6)	I (I)		構成員3が建築を担当する場合、施工管理技術者（建築）は1(5)イに定める主任技術者と兼務することは可能ではないでしょうか。	可能です。
60	8	第2	1	(6)	I		「協力会社形態」にて応札する場合、「施工監理技術者（建築）」を構成員から専任配置することが求められていますが、協力会社からの配置も可能と考えて宜しいでしょうか。	協力会社形態の場合、施工監理技術者（建築）は、建築工事担当構成員である構成員1又は構成員3から配置してください。 協力会社からの配置は認めません。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
61	8	第2	1	(6)	オ		建築の設計協力事務所を用いる場合、参加申請書に複数の建築士事務所および各々の事務所に所属する技術者を記載し申請することは可能でしょうか。	設計協力事務所を複数置くことは可能です。 この場合、参加資格確認申請書及び施工体制表に、各設計協力事務所の名称、建築士事務所登録番号、担当業務の範囲及び担当技術者を明確に記載してください。
62	8	第2	1	(7)	ア		「協力会社形態」にて応札する場合、構成員1の要件として、「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」について特定建設業の許可を受けていることが求められています。 当社が京丹後市の指名願いに届け出ている「京都支店」は、これらの許可を受けていませんが、建設業法上の本店である「本社」あるいは、京都支店の上位組織である「大阪本店」は許可を有しています。よって、当社は要件を満たしていると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	9	第2	1	(7)	ア		協力会社形態による場合の構成員1の追加資格要件の中で、建設業許可（清掃施設工事又は機械器具設置工事）について、本工事契約主体である支店ではなく、本社で許可を有している場合は、要件を満たしていないと認められるでしょうか。	No.62の回答を参照してください。
64	9	第2	1	(7)	ア		協力会社形態により応募する場合の構成員1の追加資格要件について請負契約を締結する支店に「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の専任技術者を配置していませんが、企業として「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の建設業許可を受けていれば追加資格要件アについて問題ないと考えてよいでしょうか	No.62の回答を参照してください。
65	9	第2	1	(7)	ア		公示日において、令和8年度の京丹後市建設工事（機械器具設置又は清掃施設）入札参加資格者名簿に登録がありません。会社としては、機械器具設置又は清掃施設に関する特定建設業の許可を有しています。 問題ございませんか。	No.62の回答を参照してください。
66	9	第2	1	(7)	ア		建設業許可の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」について、本店のみで登録していますが、本店で登録していれば支店・営業所など委任先に許可がなくても参加可能でしょうか。	No.62の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
67	9	第2	1	(7)	イ		施工実績について、『一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場において、浸出水処理施設工事を元請けとして施工した実績』とされていますが、最終処分場に限らず土壌貯蔵施設の築造を目的とする浸出水処理施設を対象にしていただけませんか。又は、最終処分場の要件は削除していただけませんか。土木工事を主とする企業は、浸出水処理施設の実績が多くないと想定しており、参加企業が極端に絞られると考えております。	質問でないため回答なし。
68	9	第2	1	(7)	イ		協力会社形態による場合の構成員1の追加資格要件の中で、「一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場において、浸出水処理施設工事を元請けとして施工した実績」とありますが、これは「処分場」における「浸出水処理施設」に限定されるのでしょうか。例えば、処分場における焼却プラントや、浄水場などにおける水処理施設に関する工事については、施工実績として認められないでしょうか。	認めません。
69	9	第2	1	(7)	ウ		共同施工方式（甲型）として構成員1から現場代理人を出す場合、水処理機械工事期間中の専任配置が求められるでしょうか。	共同施工方式（甲型）における現場代理人は、京丹後市工事請負契約約款及び工事仕様書に基づき、原則として工事現場に常駐してください。
70	9	第2	1	(7)	ウ		協力会社形態による場合の構成員1の追加資格要件の中で、施工監理技術者（プラント）については、設計監理技術者（プラント）および設計監理技術者（建築）とは異なり、構成員のみからの配置となっておりますが、協力会社からの配置は不可でしょうか。	認めません。
71	9	第2	1	(7)	ウ		設計監理技術者（プラント）と施工監理技術者（プラント）は、同一の者が兼務することは可能でしょうか。	設計監理技術者（プラント）と施工監理技術者（プラント）の兼務は、一律に禁止しません。 ただし、施工監理技術者（プラント）に求める専任性その他の関係法令上の要件を満たし、各職務を適切に履行できる体制であることを要します。
72	9	第2	1	(7)	ウ		監理技術者（土木）と現場代理人は、同一の者が兼務することは可能でしょうか。	監理技術者（土木）と現場代理人の兼務は、建設業法その他の関係法令、契約約款及び本市の取扱いに適合する場合に限り認めます。
73	9	第2	1	(7)	エ		兼務制限において、「ただし、建設業法その他の関係法令の規定により兼務が認められる場合は、この限りではない。」とありますが、ここでの兼務が認められる場合とは具体的にどのようなことをお考えでしょうか。ご教示願います。	各職務に求められる専任性、資格、雇用関係その他の要件を満たした上で、関係法令により兼務が認められる場合をいいます。 個別の兼務可否は、工事内容、施工時期及び施工管理体制を踏まえて判断します。
74	9	第2	1	(7)	エ		「建設業法その他関係法令により兼務が認められる場合」とは具体的にどの制度・要件を指すのかご教示ください。	No.73の回答を参照してください。

No.	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
75	9	第2	1	(7)	エ		監理技術者（土木）と施工監理技術者（プラント）と現場代理人は、同一の者が兼務することは可能でしょうか。	監理技術者（土木）、施工監理技術者（プラント）及び現場代理人の兼務は、各職務に求められる資格、専任性その他の関係法令上の要件を満たし、施工管理上支障がないと認められる場合に限り判断します。
76	9	第2	1	(7)	ク		共同施工方式（甲型）において、同一の浸出水処理施設協力会社が、複数の共同企業体に協力会社として参加することは可能でしょうか。可能な場合、同一の設計監理技術者（プラント）を、複数の共同企業体の配置予定技術者として登録することは可能でしょうか。	認めます。
77	10	第2	2	(1)			参加確認申請書受付最終日に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が更新中でも参加可能でしょうか。ご教示願います。	参加資格確認基準日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できる場合は参加可能です。
78	11						参考【技術者配置一覧】 現場代理人について、「配置元が構成員2」は乙型JVで水処理プラントメーカーが元請けの場合、「配置元が構成員1」は甲型JVで水処理プラントメーカーが協力企業の場合、という理解で良いですか。	No.38の回答を参照してください。
79	11						参考【技術者配置一覧】 甲型JVで協力会社形態による構成員1の追加資格要件において、構成員1から施工監理技術者（プラント）を配置する場合 土木工事を主とする企業は、施工監理技術者（プラント）の技術者がほとんどいないと想定しており、参加企業が極端に絞られると考えております。見直していただけますでしょうか。	質問でないため回答なし。
80	11						参考【技術者配置一覧】 甲型JVの場合 構成員3から施工監理技術者（建築）を配置しても問題ありませんでしょうか。	問題ありません
81	11						参考【技術者配置一覧】において構成員1の「監理技術者（土木）」と「現場代理人」は兼務可能でしょうか。ご教示願います。	No.72の回答を参照してください。